企業年金基金設立公告

確定給付企業年金法第15条及び確定給付企業年金法施行令第８条の規定に基づき、次のとおり公告します。

１．基金の名称　全国電器製造企業年金基金

２．事務所の所在地　大阪府守口市本町２丁目５番18号守口ＣＩＤビル４階

３．理事長の氏名及び所在地　神林　　章　長野県須坂市大字須坂字八幡裏1588

４．設立事業所の名称及び所在地　入江電器株式会社　栃木県宇都宮市、株式会社川崎製作所　栃木県佐野市、郷商事株式会社　東京都中央区、トム通信工業株式会社　神奈川県横浜市、小松電子株式会社　石川県小松市、テクノエクセル株式会社　長野県須坂市、株式会社サンキ　長野県安曇野市、株式会社ゴビ　京都府京都市下京区、郷商事株式会社大阪支店　大阪府大阪市浪速区、ハリキ精工株式会社　大阪府大阪市東成区、坂本精器株式会社　大阪府枚方市、田中電工株式会社　大阪府大阪市旭区、株式会社治京製作所　大阪府高槻市、加藤精機株式会社　大阪府豊中市、佐々木工業株式会社　大阪府豊中市、株式会社パテックササキ　大阪府豊中市、佐々木精密工業株式会社　大阪府豊中市、佐々木産業株式会社　大阪府豊能郡、東伸金属工業株式会社　大阪府門真市、ダイヤプラスチックス株式会社　京都府八幡市、丹南佐々木工業株式会社　兵庫県篠山市、ハリキ精工株式会社岡山工場　岡山県久米郡、東伸金属工業株式会社　岡山県久米郡、全国電器製造厚生年金基金　大阪府守口市、株式会社エナジック　大阪府交野市、アクアプロセス株式会社　大阪府枚方市

５．設立認可年月日　平成28年４月１日

６．消滅した厚生年金基金の名称及び所在地　全国電器製造厚生年金基金　大阪府守口市本町２丁目５番18号守口ＣＩＤビル４階

平成28年４月18日

大阪府守口市本町２丁目５番18号守口ＣＩＤビル４階

全国電器製造企業年金基金

理事長　神林　　章

特定計量器型式承認

日本電気計器検定所公告第27―23号

電気計器の型式について、平成28年３月31日次のように承認したので、計量法（平成４年法律第51号）第159条第４項の規定により公示する。

平成28年３月31日

日本電気計器検定所

理事長　大谷　　進

型式承認番号	計器の種類	型の記号	製造事業者名又は輸入事業者名	使用回路の相及び線式	定格値			
					電圧（V）	電流（A）	周波数（Hz）	需要時限（分）
第4114号	普通電力量計	ＺＭ１―ＴＥ	細田貿易株式会社	交流三相３線式	200	60	50，60	―
第4115号	普通電力量計	ＺＭ１Ｗ―ＴＥ						
第4116号	普通電力量計	ＺＰ１―ＴＣ		交流単相２線式	100			
第4117号	普通電力量計	ＺＰ１Ｗ―ＴＣ						
第4118号	普通電力量計	Ａ６ＤＡ―ＲＳ31	大崎電気工業株式会社	交流単相３線式	100	250	50，60	―
第4119号	普通電力量計	Ａ６ＤＡ―ＲＳ31						
第4120号	普通電力量計	Ａ７ＤＡ―ＲＳ31		交流三相３線式	100，200			
第4121号	普通電力量計	Ａ７ＤＡ―ＲＳ31						
第3772―１号	普通電力量計	ＫＭ３ＥＢ―Ｒ	九電テクノシステムズ株式会社	交流三相３線式	110	5	60	―
第3773―１号	無効電力量計							
第3774―１号	最大需要電力計							30，60

地方職員共済組合定款の一部変更

地方職員共済組合定款の一部を変更することについて次のとおり公告する。

平成二十八年四月十八日

地方職員共済組合

理事長　河野　　栄

地方職員共済組合定款の一部を変更することについて

地方職員共済組合定款（昭和三十七年十二月一日）の一部を次のように変更する。

第二十六条第四号に次のように加える。

ウ　地方独立行政法人栃木県立がんセンター

第三十一条第一項中「同条第二項」を「同条第四項」に改め、同条第二項中「法第六十八条第二項」を「法第六十八条第四項」に改め、同条第三項中「法第六十八条第一項」を「法第六十八条第二項及び第三項」に改め、同条第四項中「当該障害厚生年金の支給を受けることができないとしたならば支給されることとなる傷病手当金附加金の」を「前項の規定により算定される」に、「傷病手当金附加金の額から当該障害厚生年金日額」を「額から次の各号に掲げる場合の区分に応じて当該各号に定める額」に改め、同項に次の各号を加える。

一　報酬を受けることができない場合であつて、かつ、出産手当金の支給を受けることができない場合　障害厚生年金日額

二　報酬を受けることができない場合であつて、かつ、出産手当金の支給を受けることができる場合　出産手当金の額（当該額が前項の規定により算定される額を超える場合にあつては、当該額）と障害厚生年金日額のいずれか多い額

三　報酬の全部又は一部を受けることができる場合であつて、かつ、出産手当金の支給を受けることができない場合　当該受けることができる報酬の全部又は一部の額（当該額が前項の規定により算定される額を超える場合にあつては、当該額）と障害厚生年金日額のいずれか多い額

四　報酬の全部又は一部を受けることができる場合であつて、かつ、出産手当金の支給を受けることができる場合　報酬を受けることができないとしたならば支給されることとなる出産手当金の額（当該額が前項の規定により算定される額を超える場合にあつては、当該額）と障害厚生年金日額のいずれか多い額